別表２（第６条関係）

過去５ヶ年度以内に、別表２－２に記載する仙台市または公的機関等の支援事業に採択されたもの

	助成率	重点産業に 該当する場合	重点産業に 該当しない場合
初めての海外販路開拓事業の場合	２／３	上限 100 万円	
重点地域に該当する場合		上限 100 万円	上限 75 万円
重点地域に該当しない場合		上限 75 万円	上限 50 万円

・初めての海外販路開拓事業の場合は、対象経費の３分の２以内の額で、助成対象者１者につき 100 万円を助成上限額とする。

・重点産業かつ重点地域に該当する場合は、対象経費の３分の２以内の額で、助成対象者１者につき 100 万円を助成上限額とする。

・重点産業のみ、又は重点地域のみ該当する場合は、対象経費の３分の２以内の額で、助成対象者１者につき 75 万円を助成上限額とする。

・初めての海外事業、重点産業、重点地域のいずれにも該当しない場合は、対象経費の３分の２以内の額で、助成対象者１者につき 50 万円を助成上限額とする。

過去５ヶ年度以内に、別表２－３に記載する仙台市または公的機関等の支援事業を活用したもの

	助成率	重点産業に 該当する場合	重点産業に 該当しない場合
初めての海外販路開拓事業の場合	１／２	上限 50 万円	
重点地域に該当する場合		上限 50 万円	上限 35 万円
重点地域に該当しない場合		上限 35 万円	上限 25 万円

・初めての海外販路開拓事業の場合は、対象経費の２分の１以内の額で、助成対象者１者につき 50 万円を助成上限額とする。

・重点産業かつ重点地域に該当する場合は、対象経費の２分の１以内の額で、助成対象者１者につき 50 万円を助成上限額とする。

・重点産業のみ、又は重点地域のみ該当する場合は、対象経費の２分の１以内の額で、助成対象者１者につき 35 万円を助成上限額とする。

・初めての海外事業、重点産業、重点地域のいずれにも該当しない場合は、対象経費の２分の１以内の額で、助成対象者１者につき 25 万円を助成上限額とする。

上記以外

	助成割合	重点産業に該当する場合	重点産業に該当しない場合
重点地域に該当する場合	１／２	上限 20 万円	上限 15 万円
重点地域に該当しない場合		上限 15 万円	上限 10 万円

・重点産業かつ重点地域に該当する場合は、対象経費の２分の１以内の額で、20 万円を助成上限額とする。

・重点産業のみ、又は重点地域のみ該当する場合は、対象経費の２分の１以内の額で、15 万円を助成上限額とする。

・重点産業、重点地域のいずれにも該当しない場合は、対象経費の２分の１以内の額で、10 万円を助成上限額とする。

別表２－２

機関名	支援事業（※注７）
独立行政法人 日本貿易振興機構 （ジェトロ）	新輸出大国コンソーシアム事業
	海外見本市・展示会（ジャパン・パビリオンへの出展支援）
	TAKUMI NEXT（海外需要開拓プログラム）
	農林水産・食品分野の輸出専門家（プロモーター）による個別支援サービス
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 （中小機構）	海外展開ハンズオン支援（長期支援/H 型）
独立行政法人国際協力機構 （JICA）	中小企業・SDGs ビジネス支援事業
その他、市長が認めるもの	

別表２－３

機関名	支援事業（※注７）
独立行政法人 日本貿易振興機構 （ジェトロ）	新規輸出１万者支援プログラム
	コーディネーターによる輸出支援相談
	貿易実務オンライン講座
	ビジネスマッチングサイト e-Venue
	JAPAN STREET
	海外における EC 販売プロジェクト(JAPAN MALL 事業)
	通年型オンライン展示会への出展支援（JAPAN LINKAGE）
	米国／英国向け越境 EC 支援プログラム「JAPAN STORE」
	輸出プロモーターによる支援サービス（農林水産・食品分野）
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 （中小機構）	海外展開ハンズオン支援（相談アドバイス/S 型）
	e コマース活用支援（越境 EC 活用支援アドバイス）
	海外企業 CEO 商談会
	J-GoodTech（ジェグテック）
仙台市	協力協定（タイ）
	仙台―タイ経済交流サポートデスク
	海外展示会出展事業
	東北ソーシャル・イノベーションアクセラレーター(SIA)
	社会課題解決ビジネス創出プログラム「SENDAI NEW PUBLIC」
公益財団法人 仙台市産業振興事業団	オーエン（仙台市中小企業応援窓口）
	新東北おみやげコンテスト
	販売開拓・販売促進サポート
	海外展開サポート
	東北ものづくり連携事業
	新製品・サービス開発支援
その他、市長が認めるもの	

※注７　別表２－２および２－３に記載する支援事業において、名称変更があった場合は、変更後の支援事業を対象とする。なおウェビナー／セミナーは対象外とする。